

○金融庁告示第六十四号
オッデッセイ リー ストックホルム イン
シユアランス コーポレーションが日本における
保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七
年法律第五号）第二百七十二條第一項第一号の
規定により同社の同法第八十五條第一項の免許
がその効力を失ったので、同法第二百七十三條第
四号の規定に基づき、告示する。

平成十二年十二月二十八日

金融庁長官 日野 正晴